資料２

斜里海浜でのサケ・マス釣りローカル・ルールの検討について

１．経緯

斜里では海浜でのサケ・マス釣りが盛んだが、釣り人が多く訪れることで様々な課題が発生している。

そのため令和４年６月に斜里町海浜利用適正化検討協議会を設立し、課題解決に向けた調査検討が行われた。令和５年２月に斜里町海浜利用適正化検討協議会から斜里町長に調査報告書と提言書の提出があり、提言書では最優先で新たに取り組むこととしてローカル・ルールの策定が謳われた。

（参考：報告書概要、提言書）

２．ローカル・ルール暫定版策定

斜里町は斜里町海浜利用適正化検討協議会からの提言書の提出を受けてローカル・ルールの検討に着手し、関係団体の協力のもと令和５年７月に斜里海浜でのサケ・マス釣りローカル・ルール暫定版を策定した。

ローカル・ルールは法令に根拠のある禁止事項とお願いによる内容を組み合わせて伝えるもので、リーフレットや看板等で周知した。

お願いによる内容のうち、釣り竿の本数と持ち帰り尾数については「検討中」として示し、確定版に向けて検討することとした。

（参考：斜里海浜でのサケ・マス釣りローカル・ルール暫定版リーフレット）

３．ローカル・ルール暫定版運用結果

ローカル・ルール暫定版運用により、場所取りが激減するなど一定の成果が見られた。一方で迷惑駐車など変わらない課題があるほか、新たな課題として釣り人が釣り場を確保しにくくなったこと、ヒグマ出没により立入規制せざるを得ない場所が生じる等のことがあった。

４．ローカル・ルール確定版に向けた検討

暫定版運用と併せて、広く意見を聞くためのアンケートやシンポジウム、意見交換会を重ねた。確定版の内容については、アンケート結果や類似ルールとのバランス、持ち運び可能な重量等から検討し、現段階では「同時に使用する釣り竿は３本以内、持ち帰り尾数は３尾以内」を案としている。

今後は、４月に開催予定の関係機関による意見交換会を経て確定版を決定し、周知を行っていく予定。

参考

斜里町海浜利用適正化検討協議会調査報告書の概要

１．検討に至る経緯

斜里町民にとってサケ・マスは大切な財産であるが、斜里町の海浜域ではサケ・マス釣りによる課題が近年多く発生している。そのため令和 4 年 6 月に斜里町海浜利用適正化検討協議会を設置し、サケ・マス釣りの健全化に向けて調査を行うこととした。

２．主な課題

斜里町の海浜域で発生しているサケ・マス釣りによる課題の主な内容は次のとおり。

①人身の安全性、②漁港の機能低下と衛生環境の悪化、③住民の生活環境と治安の悪化、④観光地における釣り人による駐車場の占有、⑤サケ・マス自然産卵親魚の遡上障害、⑥ヒグマの誘因、⑦砂浜海岸の占用と砂丘破壊

３．調査

令和 4 年 6 月から令和 5 年 2 月にかけて次の調査を実施した。

①釣り場利用状況等の把握

釣り人数のピークは、10 月上旬であり、その時期の平均は 410 人であった。釣獲数のピークは 9 月下旬であり、その時期の平均は 1.9 尾/人/1 時間であった。啓発等によりマナーが向上した場所も多くあったが、立入禁止箇所への侵入も繰返し見られた。

②アンケート

3 回にわたり実施し、計 418 名から回答を得た。町民がサケ・マス釣りに対して多くの課題を感じていること、釣り人も課題を認識し、釣りに対する何らかのルールやマナー向上が必要と考えている人が多いことが明らかとなった。

③サケ・マス産卵河川の実態

サケやカラフトマスの産卵遡上の状況、それらの河川で遡上を妨げるダム等の状況も明らかにした。

④法令や海浜域管理の事例等

海浜利用に関する法令や各地の海区漁業調整委員会指示、マリンレジャーが盛んな地区でのローカル・ルールの事例、斜里地域で行われている取組の経過等について調査した。

４．まとめ

今後の斜里町の海浜域でのサケ・マス釣りの適正化に向けた方法は、次のとおり考えられる。

①前述の課題については、これまでの取り組みや規制等により、改善しているものも多くあり、その継続が必要である。

②さらに適正化を図る方法として、ローカル・ルールの策定と、それによる呼びかけが適している。

③仮に、ローカル・ルールによってもなお課題が解決しない場合には、町条例による車両乗り入れや立ち入り規制等の検討が考えられる。

④ライセンス制を検討する価値は高いが、欧米のようなライセンス制を日本の法制度で実現することは難しい。海区漁業調整委員会指示による秋さけ船釣りライセンス制と同様の仕組みを、海浜からの釣りに適用することは、現段階では情報が不足しており、承認や管理体制を整えることも難しい。

参考

斜里町の海浜利用適正化に関する提言
― サケ・マス釣りの健全化に向けて ―

令和５年２月９日
斜里町海浜利用適正化検討協議会

私たちの知床半島は、2005 年に世界自然遺産に登録されました。登録理由のひとつに、陸ー海生態系の相互作用が顕著なことがあげられています。産卵回帰するサケ・マスは海からの物質（MDN）を陸に運ぶことにより、陸の生態系を豊かにし、生物多様性を高めます。事実、ルシャ川周辺の河畔林生態系には 20～30%の MDN がサケ・マスにより運ばれてます。このように、海からの贈り物であるサケ・マスは斜里町にとって町民にとって大切な財産であり、自然豊かな海と大地（基盤、調整）、食料と漁業（供給）、そして観光と遊漁（文化）を担う重要な生態系サービスそのものです。大都市シアトルをかかえる米国ワシントン州では「有権者の 77%がサケ・マスの生存が環境の健全性を示す重要な指標だと考えている」といわれています（Kurlansky M. 2020. “Salmon”より）。

私たち人類は地球生態系の一構成要素に過ぎませんが、その生態系サービスを利用する一方、私たちの活動がこの生態系に様々な影響を及ぼすようになってきました。私たちの海浜域は海と陸の生態系の連環をはかる重要な場であるとともに、多くの人々が様々な活動に利用する公共性の高い場でもあります。海浜域の利用には、観光・レクリエーション・レジャーも含まれます。最近、斜里町の海浜域ではサケ・マスの釣りが盛んになり、そのルールやマナーに関する問題／課題が多頻度で発生するようになってきました。

海浜域の環境保全や健全な海浜レクリエーションを推進するためには、利用関係者が協調しながら、これらの課題について解決を図っていくことが基本であることは言うまでもありません。

以上のような背景から、海浜域におけるサケ・マス釣りの適正な利用方法の確立をはかることを目的に、斜里町では幅広い分野の委員で構成する斜里町海浜利用適正化検討協議会を令和４年度に設置し、目的達成に向けて調査を行ってきました。調査内容は、①釣りの現状と課題の把握、②海浜域利用に関する法令、③各地における海浜域管理の事例等であり、調査結果に基づき、サケ・マス釣りによる海浜域利用のあり方について検討をはかってきました。その結果は、添付の斜里町海浜利用適正化検討協議会調査報告書（令和 5 年 2 月 9 日）のとおりであります。

ここでは、調査結果に示した現状の問題点と課題を踏まえて、斜里町の海浜域におけるサケ・マス釣りの健全なあり方と適正化について提言します。

提　　言

１．海浜域におけるサケ・マス釣りのモラルの啓発と実践

調査報告書で示しましたように、斜里町の海浜域におけるサケ・マス釣りには次のような問題と課題があります。

①人身の安全性
②漁港の機能低下と衛生環境の悪化
③住民の生活環境と治安の悪化
④観光地における釣り人による駐車場の占有
⑤サケ・マス自然産卵親魚の遡上障害
⑥サケ・マス釣りによるヒグマの誘因
⑦砂浜海岸の占用と砂丘破壊

これまでも斜里町の海浜域では、サケ・マス釣りのモラル啓発と課題改善策について、関係機関や団体により様々な取り組みが行われてきました。その結果、必ずしも十分ではありませんが、一部の漁港施設の立入規制による人身の安全性の確保と漁港機能低下の改善、一部の河口域における釣り規制の拡大によるサケ・マス自然産卵親魚の保全や観光地の駐車場の有効利用の拡大、「クリーンアップ作戦」による住民の生活環境と治安の改善や砂浜海岸の保全、および重点啓発による住民の生活環境と治安や漁港機能の更なる改善に成果をあげてきました。今後はサケ・マス釣りの課題解決に向けて更なる啓発と実践内容の充実に向けて努められるよう提言します。

２．斜里町の海浜域におけるサケ・マス釣りのローカル・ルール

「国連海洋法条約」では、排他的経済水域における水産資源については沿岸国が保全措置を講ずることになっています。水産資源の管理に成功している多くの先進国では、水産資源を国民全体の利益に資すために国または州が責任をもって管理しています。わが国においても、2018 年に漁業法を改正し、国の政策理念として持続可能な水産資源管理に取り組んでいます。

そのような背景のもと、私たちのまち斜里町においても町民にとって大切な財産であるサケ・マスの保全と持続可能な利用に取り組むことはきわめて重要であります。その一環として、斜里町は率先して海浜域における適正なサケ・マス釣りに関係するローカル・ルールづくりに取り組み、ステークホルダー・行政機関・学識経験者が三位一体となる協議会において構築すべきであろうと考えます。その場合、協議会には現状把握のモニタリングとその評価をフィードバックさせる仕組みも必要となります。

具体的なルールの内容には、上記１をベースに車両の乗り入れや駐車、ゴミの処理、場所取り、漁港の使用に関すること等のほか、海岸法や森林法、水産や環境関係の法令等に基づく海浜域の利用のあり方も含まれます。また協議会において合意形成が得られた場合には、遊漁（レクリエーション・レジャー・スポーツ）としてのサケ・マス釣りの決まり（釣り場、竿数、釣獲数や方法等）も含まれるべきであろうと考えます。

３．将来におけるサケ・マス釣りのライセンス制について

サケ・マス釣りのライセンス制は、町民にとって大切な財産を守る「義務」と持続可能な利用という「権利」の両面から考えた場合、将来において検討する価値はきわめて高いと考えます。アメリカやカナダでは、法的にサケ・マスは国民共有の財産として位置付けられており、国内外の人々がルールを遵守し、対価としてのライセンス料を支払えば、だれでもサケ・マスを釣ることができます。わが国の現行の法体系の中では、北海道の網走海区漁業調整委員会指示で行われている秋さけ船釣りライセンス制のように、海域を定めてサケ釣りに関する制限を行い、承認された人に制限の解除を行うという限られた仕組みのもとに、海域での船釣りが適用されているにすぎません。

しかし、調査報告書のアンケート結果にみられるように 70%以上の人が海浜域でのサケ・マス釣りのライセンス制の導入を、「大変望ましい」および「望ましい」と回答しています。一方、相模湾沿海市町の例、忠類川サーモンフィッシング、渚滑川キャッチアンドリリースなどのように現行法の中でのルール作りや、猿払川のイトウのキャッチアンドリリースのように任意団体の自律的なモラル・ルールづくりにより持続可能な資源管理が行われている事例も少なからずみられます。斜里町の海浜域におけるサケ・マス釣りのライセンス制への移行は現時点では必ずしも容易ではありませんが、今後は利用状況のモニタリングや協議会での合意形成等に基づき、将来へ向けた「ライセンス制」のあり方について真剣に考え、検討していくべきであろうと考えます。

以上、本提言が斜里町の財産であるサケ・マスを守り、その持続可能な利用のあり方に貢献できることを祈るとともに、町民や団体、そして来訪する釣り人も含めたすべての関係者が海浜域の適正な利用に取り組んでいかれることを望みます。